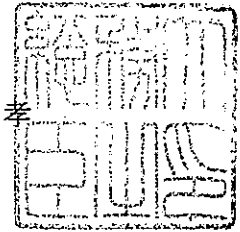


総政企第122号
平成26年6月16日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
新藤 義孝



諮問第68号
国勢調査の変更について（諮問）

標記について、平成26年6月6日付け総統勢第97号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



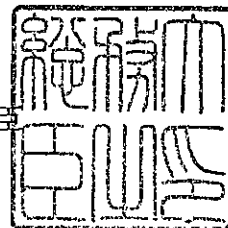
別添

総統勢第97号

平成26年6月6日

総務大臣 殿

総務大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

国勢調査

主管部課	総務省統計局統計調査部国勢統計課
事務担当者	渡邊 公二 電話 03 (5273) 1152 e-mail : k5.watanabe@soumu.go.jp

別紙

申請事項記載書

1 調査の名称
国勢調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
1 調査の名称 国勢調査	1 調査の名称 国勢調査	<変更なし>
2 調査の目的 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。	2 調査の目的 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。	<変更なし>
3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 本邦（総務省令で定める島を除く。） (2) 属性的範囲 前記（1）記載の範囲に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）	3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 本邦（総務省令で定める島を除く。） (2) 属性的範囲 前記（1）記載の範囲に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）	<変更なし>
4 報告を求める者 (1) 数 約1億2800万人（約5200万世帯） (2) 選定の方法（ <input checked="" type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出） (3) 報告義務者 ア 後記5（1）中のア～ソに掲げる事項については世帯員が、同タ～トに掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。 イ 報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。 ただし、報告に当たっては、 <u>国勢調査専用のオンラインシステムを利用することができる。</u>	4 報告を求める者 (1) 数 約1億3千万人（約5千万世帯） (2) 選定の方法（ <input checked="" type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出） (3) 報告義務者 ア 後記5（1）中のア～ソに掲げる事項については世帯員が、同タ～トに掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。 イ 報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。 ただし、 <u>総務大臣が指定する都道府県内にある世帯については、政府統計共同利用システムを利用して報</u>	・母集団数の変更（平成22年国勢統計を反映）及び百万単位で記載 ・オンライン調査の全国実施

	<u>告することができる。</u>	に伴い、国勢調査専用のオンラインシステムを構築し、同システムを利用して回答することを可能とするための記述に変更
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、<u>ケ、ソ及びテ</u>に掲げる事項を除く。</p> <p>ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月 エ 世帯主との続柄 オ 配偶の関係 カ 国籍 キ 現在の住居における居住期間 ク 5年前の住居の所在地 ケ 在学、卒業等教育の状況 コ 就業状態 サ 所属の事業所の名称及び事業の種類 シ 仕事の種類 ス 従業上の地位 セ 従業地又は通学地 ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段 タ 世帯の種類 チ 世帯員の数 ツ 住居の種類 テ 住宅の床面積 ト 住宅の建て方</p> <p>※ <u>タ「世帯の種類」及びト「住宅の建て方」については、調査員による他計報告(オンライン調査システムを利用して報告する場合を除く。)</u>。</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の10月1日午前零時現在</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、<u>キ、ク、ケ及びソ</u>に掲げる事項を除く。</p> <p>ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月 エ 世帯主との続柄 オ 配偶の関係 カ 国籍 キ 現在の住居における居住期間 ク 5年前の住居の所在地 ケ 在学、卒業等教育の状況 コ 就業状態 サ 所属の事業所の名称及び事業の種類 シ 仕事の種類 ス 従業上の地位 セ 従業地又は通学地 ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段 タ 世帯の種類 チ 世帯員の数 ツ 住居の種類 テ 住宅の床面積 ト 住宅の建て方</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の10月1日午前零時現在</p>	<p>・東日本大震災の影響による居住期間や人口移動状況を把握するため「キ 現在の住居における居住期間」、「ク 5年前の住居の所在地」を追加(ただし書き事項から削除)</p> <p>上述の2項目を追加把握することに伴い、記入者負担の軽減を図る観点から「テ 住宅の床面積」を削除(ただし書き事項に追加)</p> <p>・上記「キ 現在の住居における居住期間」、「ク 5年前の住居の所在地」の追加に伴い、報告者負担軽減の観点等から「ト 住宅の建て方」については、調査員による他計報告として実施する。また、「タ 世帯の種類」については、従来から調査員により把握していたものを他計報告と明確に位置付ける。なお、オンライン調査については、世帯による自計報告として実施する。</p>
6 報告を求めるために用いる方法	6 報告を求めるために用いる方法	

<p>(1) 調査組織 総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員（又は民間事業者（※））－世帯 ※ 後記（2）イただし書による民間事業者</p>	<p>(1) 調査組織 総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員</p>	<p>・大規模な集合住宅や社会福祉施設等においては、管理会社や施設の運営法人等の従業員が調査員業務を実施することにより、調査をより円滑に実施できることが多いことから、都道府県及び市町村から調査員業務を管理会社等へ業務委託できるように改善を求められており、これに対応するための新たな仕組みを導入することによる変更</p>
<p>(2) 調査方法（■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他（ ）） ア 調査方法 <u>（ア）オンライン調査回答用IDの配布</u> <u>調査員又は民間事業者（以下「調査員等」という。）は、オンライン調査回答用IDを世帯に配布する。</u> <u>世帯は、所定の期間において国勢調査専用のオンラインシステムにアクセスし回答する。</u> <u>（イ）調査票の配布</u> <u>（ア）の期間終了後、調査員等はオンライン回答が得られていない世帯に調査票を配布する。</u> <u>（ウ）調査票の取集</u> <u>調査員等が世帯から調査票を取集するほか、郵送により世帯から調査票を取集する。</u> <u>ただし、市町村長は、地域特性等を考慮の上、調査票の提出期限内においては、郵送により調査票を取集しないことを選択できる。</u> <u>また、前記4（3）イただし書の記載による場合には、市町村職員が、国勢調査専用のオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。</u> <u>なお、世帯から調査票の取集ができない場合に</u></p>	<p>(2) 調査方法（■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他（ ）） ア 調査の方法 <u>（ア）調査票の配布</u> <u>調査員が調査票を世帯ごとに配布する。</u> <u>（イ）調査票の取集</u> <u>調査員が世帯から調査票を取集するほか、世帯から市町村長への郵送により調査票を取集する。</u> <u>ただし、前記4（3）イただし書記載による場合には、市町村職員が、政府統計共同利用システムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。</u> <u>また、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。</u></p>	<p>・オンライン調査を先行して実施（先行方式）することによる事務の変更 ・郵送による調査票の取集については、市町村長が地域特性等を考慮の上、実施しないことも可とする事務の変更</p>

<p>は、調査員等が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。</p> <p>※ <u>世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査票を調査員にそのまま提出する方法、封入して調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。</u></p>		<p>・世帯により、調査票の提出方法を選択することができる事務への変更</p>
<p>イ 指導員及び調査員等</p> <p>指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。</p> <p>調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・<u>収集・検査、調査世帯一覧</u>（別添2）及び調査区要図（別添3）の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。</p> <p><u>ただし、市町村長は、住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者（組織、法人等）と調査員業務の委託契約を締結することができる。</u></p>	<p>イ 指導員及び調査員</p> <p>指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。</p> <p>調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・<u>収集、世帯名簿</u>（別添2）及び調査区要図（別添3）の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。</p>	<p>・検査の追加、書類名の変更</p> <p>・大規模な集合住宅や社会福祉施設等においては、管理会社や施設の運営法人等の従業員が調査員業務を実施することにより、調査をより円滑に実施できることが多いことから、都道府県及び市町村から調査員業務を管理会社等へ業務委託できるように改善を求められており、これに対応するための新たな仕組みを導入することによる変更</p>
<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期 5年</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 9月<u>10</u>日～10月<u>20</u>日</p>	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期 5年</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 9月<u>23</u>日～10月<u>24</u>日</p>	<p>・オンライン調査の先行方式を導入したことによる期間の変更</p>
<p>8 集計事項</p> <p>集計は、総務省において、「<u>国勢調査集計事項</u>」（別添</p>	<p>8 集計事項</p> <p>集計は、総務省において、「<u>国勢調査集計事項</u>」（別添</p>	

<p>4) について、「国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（別添5）に示す次の区分により行う。</p> <p>なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。</p> <p>(1) 速報集計 ア 人口速報集計（要計表による人口集計） イ 抽出速報集計</p> <p>(2) 基本集計 ア 人口等基本集計 イ <u>就業状態等基本集計</u> ウ <u>世帯構造等基本集計</u></p> <p>(3) 抽出詳細集計 (4) 従業地・通学地集計 (5) 人口移動集計</p> <p>(6) 小地域集計</p>	<p>4) について、「国勢調査集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（別添5）に示す次の区分により行う。</p> <p>なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。</p> <p>(1) 速報集計 ア 人口速報集計（要計表による人口集計） イ 抽出速報集計</p> <p>(2) 基本集計 ア 人口等基本集計 <u>(第1次基本集計)</u> イ <u>産業等基本集計 (第2次基本集計)</u> ウ <u>職業等基本集計 (第3次基本集計)</u></p> <p>(3) 抽出詳細集計 (4) 従業地・通学地集計 (5) 人口移動集計 <u>(法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査を除く。)</u> (6) 小地域集計</p>	<p>・集計体系の見直しによる変更</p> <p>・調査事項「キ 現在の住居における居住期間」、「ク 5年前の住居の所在地」を把握することに伴い、人口移動集計を作成することによる変更</p>
<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。（別添5）</p> <p>なお、「人口速報集計（要計表による人口集計）」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の翌年2月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については調査を実施する年の翌年10月末までに、それぞれ官報に公示する。</p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。（別添5）</p> <p>なお、「人口速報集計（要計表による人口集計）」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の翌年2月末までに、「人口等基本集計 <u>(第1次基本集計)</u>」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については調査を実施する年の翌年10月末までに、それぞれ官報に公示する。</p>	<p>・集計区分名の変更</p>
<p>10 使用する統計基準</p> <p>産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又</p>	<p>10 使用する統計基準</p> <p>産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又</p>	<p><変更なし></p>

<p>は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。 ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」(別添6)に掲げる分類項目についてはこの限りでない。</p>	<p>は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。 ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」(別添6)に掲げる分類項目についてはこの限りでない。</p>																																																	
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="181 284 898 1145"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査票</td> <td>3年間</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> <tr> <td>調査票の内容(氏名を除く)が転写されている電磁的記録</td> <td>永年</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>調査世帯一覧</td> <td>10年間</td> <td>正本 総務省統計局長 副本 市町村長</td> </tr> <tr> <td>調査区要図</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>市区町村要計表</td> <td>次回調査まで</td> <td>正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長</td> </tr> <tr> <td>都道府県要計表</td> <td>同上</td> <td>正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>結果原表又は結果原表が複写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録</td> <td>永年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	保存期間	保存責任者	調査票	3年間	総務省統計局長	調査票の内容(氏名を除く)が転写されている電磁的記録	永年	同上	調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長	調査区要図	同上	同上	市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長	都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事	結果原表又は結果原表が複写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="992 284 1709 1145"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査票</td> <td>3年間</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> <tr> <td>調査票の内容(氏名を除く)が転写されている電磁的記録</td> <td>永年</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>世帯名簿</td> <td>10年間</td> <td>正本 総務省統計局長 副本 市町村長</td> </tr> <tr> <td>調査区要図</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>市区町村要計表</td> <td>次回調査まで</td> <td>正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長</td> </tr> <tr> <td>都道府県要計表</td> <td>同上</td> <td>正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>結果原表又は結果原表が複写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録</td> <td>永年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	保存期間	保存責任者	調査票	3年間	総務省統計局長	調査票の内容(氏名を除く)が転写されている電磁的記録	永年	同上	世帯名簿	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長	調査区要図	同上	同上	市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長	都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事	結果原表又は結果原表が複写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長	<p>・書類名の変更</p>
書類名	保存期間	保存責任者																																																
調査票	3年間	総務省統計局長																																																
調査票の内容(氏名を除く)が転写されている電磁的記録	永年	同上																																																
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長																																																
調査区要図	同上	同上																																																
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長																																																
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事																																																
結果原表又は結果原表が複写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長																																																
書類名	保存期間	保存責任者																																																
調査票	3年間	総務省統計局長																																																
調査票の内容(氏名を除く)が転写されている電磁的記録	永年	同上																																																
世帯名簿	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長																																																
調査区要図	同上	同上																																																
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長																																																
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事																																																
結果原表又は結果原表が複写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長																																																
<p>12 立入検査等の対象とすることができる事項 前記5(1)中のア、イ及びチに掲げる事項</p>	<p>12 立入検査等の対象とすることができる事項 前記5(1)中のア、イ及びチに掲げる事項</p>	<p><変更なし></p>																																																
<p>13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更) 東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添7のとおり。</p>		<p>・東日本大震災の影響により、調査員調査が困難な地域においては、調査の実施方法を一部変更し、実施することなどに伴う変更</p>																																																

実施計画（変更後）

1 調査の名称

国勢調査

2 調査の目的

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、国勢統計（法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

本邦（総務省令で定める島を除く。）

(2) 属性的範囲

前記（1）記載の範囲に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）

4 報告を求める者

(1) 数

約 1 億 2800 万人（約 5200 万世帯）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

(3) 報告義務者

ア 後記 5（1）中のア～ソに掲げる事項については世帯員が、同タ～トに掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。

イ 報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

ただし、報告に当たって、国勢調査専用のオンラインシステムを利用することができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調査票（別添 1）により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第 5 条第 2 項ただし書の規定による国勢調査にあつては、ケ、ソ及びテに掲げる事項を除く。

ア 氏名

イ 男女の別

ウ 出生の年月

- エ 世帯主との続柄
 - オ 配偶の関係
 - カ 国籍
 - キ 現在の住居における居住期間
 - ク 5年前の住居の所在地
 - ケ 在学、卒業等教育の状況
 - コ 就業状態
 - サ 所属の事業所の名称及び事業の種類
 - シ 仕事の種類
 - ス 従業上の地位
 - セ 従業地又は通学地
 - ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段
 - タ 世帯の種類
 - チ 世帯員の数
 - ツ 住居の種類
 - テ 住宅の床面積
 - ト 住宅の建て方
- ※ タ「世帯の種類」及びト「住宅の建て方」については、調査員による他計報告（オンライン調査システムを利用して報告する場合を除く。）。

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の10月1日午前零時現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

総務省—都道府県—市町村—指導員—調査員（又は民間事業者（※））—世帯

※ 後記(2)イただし書による民間事業者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

ア 調査方法

(ア) オンライン調査回答用IDの配布

調査員又は民間事業者（以下「調査員等」という。）は、オンライン調査回答用IDを世帯に配布する。

世帯は、所定の期間において国勢調査専用のオンラインシステムにアクセスし回答する。

(イ) 調査票の配布

(ア)の期間終了後、調査員等はオンライン回答が得られていない世帯に調査票を配布する。

(ウ) 調査票の収集

調査員等が世帯から調査票を収集するほか、郵送により世帯から調査票を収集

する。

ただし、市町村長は、地域特性等を考慮の上、調査票の提出期限内においては、郵送により調査票を取集しないことを選択できる。

また、前記4（3）イただし書の記載による場合には、市町村職員が、国勢調査専用のオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。

なお、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。

※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査票を調査員にそのまま提出する方法、封入して調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。

イ 指導員及び調査員等

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・取集・検査、調査世帯一覧（別添2）及び調査区要図（別添3）の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

ただし、市町村長は、住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者（組織、法人等）と調査員業務の委託契約を締結することができる。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

5年

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

9月10日～10月20日

8 集計事項

集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」（別添4）について、「国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（別添5）に示す次の区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。

（1）速報集計

ア 人口速報集計（要計表による人口集計）

イ 抽出速報集計

（2）基本集計

ア 人口等基本集計

イ 就業状態等基本集計

ウ 世帯構造等基本集計

(3) 抽出詳細集計

(4) 従業地・通学地集計

(5) 人口移動集計

(6) 小地域集計

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。(別添5)

なお、「人口速報集計(要計表による人口集計)」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の翌年2月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数(確定人口及び世帯数)については調査を実施する年の翌年10月末までに、それぞれ官報に公示する。

10 使用する統計基準

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」(別添6)に掲げる分類項目についてはこの限りでない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容(氏名を除く)が転写されている電磁的記録	永年	同上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長
調査区要図	同上	同上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長

- 12 立入検査等の対象とすることができる事項
前記5（1）中のア、イ及びチに掲げる事項

- 13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）
東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添7のとおり。